

平成 28 年度 第 4 回 甲賀市地域福祉計画審議会 会議録

1 開会

○市民憲章唱和

○会議成立報告

【事務局】 本審議会規則第 3 条第 1 項では、会長が議長になることを規定しています。これからの議事進行については、会長をお願いします。

【会 長】 先日、福祉関係、社会福祉精神保健の大学や行政府の集まりがありました。講演は千葉市長がされていまして。千葉市は甲賀市より大きな市ですが、首都圏にあって意外にも昼と夜の人口の移動が少ない自治体になっており、大きい都市、首都圏でありながら、独自路線を走れる自治体であります。独自色を出していくことが、福祉の世界でも大事になってきています。

続けて、福祉教育の話でした。福祉の人材等、厚生労働省で検討されています。保健と福祉、特に地方の人材の取り入れをどうするのか、それは良い点、悪い点、さまざまなことがあります。その流れは、共生の時代で共助、互助、自助の流れであり、さらにいっそう、進めていくためにはどうしたらよいか、という国の流れがあります。その中で千葉市のように独自なものをつくっていく、そのような時代となっています。今日はまさにそのような視点となりますので、さまざまなご意見を頂き、甲賀市独自の計画をつくっていければと思いますので、よろしく願いいたします。

2 報告事項

(1) 計画の体系（基本理念、基本方針、基本施策）について

【会 長】 次第 2 の報告事項（1）計画の体系（基本理念・基本方針・基本施策）について、事務局から説明をしていただきます。

【事務局】 <資料 1、資料 2> について説明

【会 長】 説明への質問等も含めて、委員それぞれの立場でのご意見等をお願いします。

【委員】 地域福祉計画と共に今、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定しているが、両計画の整合性は取れているのか。2つの計画が策定された時、市民が、どのように理解するのかを考えておかないと混乱します。

【事務局】 それぞれの計画が並行して進んでいます。両計画は、地域福祉を推進する上で、両輪の役割を果たします。そのことから、私どもは、審議会が終了するごとに社会福祉協議会の事務局と内容の整合性や進捗状況を協議し、整合性を図っています。

【委員】 2つの計画が策定された時、市民の方が非常に戸惑う部分が出てくると思います。そのあたりについては大丈夫でしょうか。

【事務局】 地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の整合性が取れていないとなれば、市民の理解も得られないということが考えられるが、整合性を取り、方向性を合わすことにより混乱することが解消できると考えています。

【委員】 基本理念についてです。前回の案から訂正していただきました。自分なりにどのような幸せがいいのかを考えていました。ある番組で日々の幸せを感じる、自分自身が好きだと思える等々、そのような生き方が心豊かに生きることでしたので、これではないかと思い、使ってはどうかと思いました。人がつながることはさまざまな関係づくりをしていく行政側の言葉かもしれませんが、市民からは分かりにくい。理念を市民が見た際、直に人々のつながりではなく、「人々が助け合い」という言葉を使うと分かりやすいため、「人々が助け合い 心豊かな幸せを未来につなぐまち あい甲賀」ではどうでしょうか。

今後、地域包括ケアシステムを進める中で、お互いが助け合わなければいけないことを呼びかけた方が、人のつながりが早くなると思います。市民はお互い助け合わないといけないと考えた時に、よい意味であたたかい社会ができていくのではないのでしょうか。

【会長】 「人々が助け合い 心豊かな幸せを」としたらどうかというご意見でした。前回、委員から頂いた意見を、事務局で全体との整合性を考えて、今回、示させていただきました。事務局の説明をもう少し加えた上で検討してみたいと思います。

【事務局】 「助け合う」、「支え合う」も地域福祉を進める福祉の上で非常に大切です。しかし、「助け合い」、「支え合い」という言葉を使うと、一念発起して「助け合いをしよう」と頑張らなければいけないと感じてしまうのではないか。そうではなく、地域の中で人間関係が非常に希薄化している中、まずは近所同士で顔を合わせて声を掛けるなど、身近なところから「つながり」を進めていくことが、非常に大切で取り組みやすいと思い、「助け合い」、「支え合い」という言葉ではなく、「つながり」という言葉を使いました。「暮らしの中で感じる幸せ」は先ほども説明しましたが、人それぞれが感じる幸せは異なります。日々の暮らしの中でのつながりやちょっとした出来事で幸せを感じる人もいます。日々の暮らしの中で感じた幸せについて、実感、実現できるまちづくりとそれを次世代にも受け継いでいく、そのようなまちでありたいという思いで「未来へつなぐまち あい甲賀」としました。

【委員】 よく分かりましたが、このテーマを見たときに希望が沸きません。よく、ボランティアに参加すると逆に元気をもらったと多くの方が言われます。災害の多い時代になりました。助け合いは自分自身にとってもよい効果があることを浸透させていくことで、地域の力を結集させなければならない。高齢者であっても元気があれば、誰かを助ける、助けると自分も元気になります。私個人のことで申し訳ありませんが、夫の介護でここ何年も過ごしています。4年目になり、夫が少し元気になったので、地域のまちづくり協議会に参加させていただきました。子育て支援やさまざまな場へボランティアで参加して、少し鬱気味だった私も非常に元気になりました。ボランティアをすれば元気になることを自分自身も体験しました。「つながり」は行政の言葉と思います。人々の心に残るのは「助け合い」、「支え合い」の言葉であり、積極的な言葉を使った方がよろしいのではないのでしょうか。

【会長】 他の委員の方は、この点についてのご意見があればお願いします。

【委員】 前回の会議でも言わせていただきましたが、厚生労働省が唱える地域共生社会は県においても方向性を示しており、その方向性に沿って、理念や方針が、打ち出されていると思います。施策については、後にも言わせていただきますが、縦割りではなく、子どもや高齢者、障がい者など、思いやりをもって包括的に取り組むよう打ち出したらと思っています。

【会長】 ありがとうございます。包括的な施策は行政内のことも含めての意見でし

た。5ページの計画の体系に記載がありますが、行政としての体制のつながりも含めての「つながり」だと思います。前回、特に「つながり」について、意見はなく、今回、新たに出た意見です。他にこの点について、ご意見はありますか。

【委員】 先ほどの委員の意見は、非常に分かります。福祉はちょっとした助け合いの気持ちが一番の原点です。ちょっとしたことをご近所同士で気に掛けながら、そこに手を差し伸べることが地域福祉だと思います。「助け合い」という言葉がそこに入ると分かりやすいことも確かです。また、「つながり」の言葉自体、私はさほど抵抗はありません。計画審議会や地域のヒアリングの中でも交流や近所同士の付き合いは希薄になっているという意見があることから、つながっていくことから始めなければ、福祉は進まないのかもしれない。さまざまな関係機関、市民との連携が大事という点では、つながることも大事な部分だと感じています。

【会長】 ありがとうございます。広い意味では「つながり」になるのではという話でした。他にはいかがでしょうか。

【委員】 地域も家庭も人と人がつながることが基本になっています。それができて、はじめて助け合いができ、支え合いが生まれてくるものだと思います。地域、人、家族が基本的にはつながっていくことから始まるのではないかと思います。

【委員】 数年前、鳥取西部地震があり、そこへ研修に行った時の話しです。ボランティアの復旧作業で近所の人に助けていただき、大変ありがたかったとのことでしたが、助けてもらったことから、今でもその人に道で会うと頭を下げるなど、これまで以上に気を使わなければならなくなったとのこと。そのようなことは、研修を受けるまで全く思っていませんでした。

そうしたことから、このような計画の基本理念であれば、私は原案のような「つながり」の方がよいと思います。

【委員】 市民側から見た場合、「つながり」では、主体的、能動的な言葉としては響いてこないということだと思います。「人と人がつなぐ」等の言い回しにすると主体的な言葉になると思いますが、「人と人がつながり」では主体的な言葉では形容されていないと思います。

4つの基本方針の中で「つながり、つなぐ、つなげ、つなげる」が形容さ

れていて、基本理念という一番大きな括りに「つながり」とあることは、そのすべてを総称している意味だと思います。従って、基本理念としてはよろしいのではないのでしょうか。

その基本理念を具体的にどうしていくのが、この4つの基本方針にまとめています。高齢者の中でも介護を必要としない方は介護保険を利用しないので、なかなかサービスにもつながりません。しかし、寂しい、不安、誰かと話をしたいという気持ちを持っている。今、私は引きこもりの方たちから相談を受けている側です。障がい者とも言われていない、働いていない方は市役所のどこに行けばよいのか、障がい窓口でもなく、母子でもなく、高齢にもなっていないので、生活困窮者の窓口を広げていくということだと思います。そのような意味でつながっていない人は大勢います。制度の狭間をなくしていくことを基本理念、基本方針で記載していただいています。すべてにつなげていく、つながり合っていくことを総称して、「人々がつながり」とし、広い意味で捉えているので、そのままでもよろしいかと思います。

【委員】 さまざまな意見を聞かせていただき、「人々がつながり」は了解しました。次の「暮らしの中で感じる幸せ」を「心豊かな幸せ」、これでも抽象的で分かりにくい言葉ではありますが、先ほどお話したような幸せについて、みなさんと検討していただければと思います。

【会長】 ありがとうございます。「つながり」の件はご了解いただきました。「暮らしの中で感じる」を「心」に焦点を当てた方がよいことについて、ご意見をいただきたいということです。前は「暮らし」の意味をもう少し広げるといってご指摘で今回はこのようになりました。「心豊かに」を含めて、ご意見をいただければと思います。

【委員】 私はこれでよいかと思います。すべての人が同じ環境の下で生活をするわけではありません。それぞれの置かれた立場の中で幸せをどのように感じているのかとした場合、この表現でよいかと思います。

【副会長】 地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を並べて策定しています。先ほどの事務局からの説明がありましたが、両計画の整合性から両計画の委員になっている方も数名います。そのようなことから、ご意見をよろしくお願ひしたいと思います。

【会長】 社会福祉協議会の計画も見据えながら理念を考えなければいけないのかも

しません。もう1人くらい、ご意見をいただきたいです。

【委員】 私も「暮らしの中で感じる」がよいかと思います。1人ずつ幸せの大きさは違い、その過程も異なります。暮らしの中で、人から見れば小さな幸せでもその人にとっては大きいことがある。人それぞれ違うという意味で「暮らしの中で感じる」がよいかと思います。

【委員】 「暮らしの中で感じる幸せ」を市民が見た場合、意味がわからないと思います。人の幸せ感はさまざまだと思います。花が咲いた幸せ、トイレに行けた幸せなど、大小さまざまです。目標が小さいイメージがありました。幸せはみなさん、物差しが違います。理念案を見たときに市民は希望があまり持てないような気がします。

【委員】 私の考えでは、自分が置かれた立場の中で、幸せをどのように感じられるのかだと思います。例えば甲賀市民9万人が同じレベルで同じ経済環境、あるいは身体的、さまざまな形で平等ではありません。それぞれ置かれた立場の中で幸せを感じて生きていこうということだと思います。

【会長】 ありがとうございます。言葉ですので、一人ひとり感じ方が非常に違うため、難しいところがあります。「心豊かな」と言えると希望が出てくる場合もあります。「幸せ」がそのまま分かる場合もあります。大事なことはどちらになった場合もその後の説明やこれから先のことであると思います。会長の立場で思うことは、「心豊かに」の心は非常に大事だと思っている立場です。しかし、地域福祉の場合、心豊かにするための生活が大事になります。そのような意味では「暮らし」という言葉があるのはひとつの大事なことだと思います。

非常に素晴らしい提案だったと思います。委員のお話にもありましたが、一人ひとりの助け合い、支え合いにつなげていくことが、これからの地域福祉の目標です。

3 意見聴取事項

(1) 基本方針、基本施策からみる実施事業の方向性について

【会長】 事務局より説明をお願いします。

【事務局】 <資料3、資料4、資料5>について説明

【会 長】 説明への質問等も含めて、委員それぞれの立場でのご意見等をお願いします。

【委 員】 前回審議会の資料でいただいた基本施策（案）に重点がいくつか載っていましたが、この資料では、どこに入っているのか。

もう一点、前回資料で、例えば、重点課題の「持続可能な地域福祉の実現」が基本方針1、2にも入っていました。今回の資料ではどこに該当するのかを教えてください。具体的には非常に難しいと思いますが、よろしく願いいたします。

【事務局】 6つの重点課題が基本方針1～4のどこに配置されているのかというご質問だと思います。

【委 員】 前回いただいた資料の表にある1番右の基本施策（案）は、現行計画を基に作られた基本施策（案）が掲げられています。その項目の下に重点として、1つ目は2項目、2つ目には3項目が入っています。この重点が、今回の資料ではどこに入るのかを教えてください。

【事務局】 前回の審議会でのご意見も踏まえて、改めて基本方針、基本施策を考え直しました。そうしたところ、重点課題については、基本方針1の基本施策にのみ該当するものではなく、いずれの基本方針、基本施策が課題解決にとって必要であると考えました。例えば、「地域包括ケアシステムの構築」を進めていく上では、基本方針1に関わる場所もあり、基本方針2に関わる場所もあります。そのことから、重点課題については、基本施策に示すことをしませんでした。

【委 員】 私もそう思います。前回資料は示していたので、どのように変わってきたのかをお聞きしたかったことが1つです。重点として取り上げたからには、今回の資料にある事業の中に重点があるのか、せつかく事業を挙げているので、示す必要があると思います。

【事務局】 庁内各課において、それぞれ実施している事業があります。それらの事業のうち、次期計画の基本方針1～4に沿う事業を整理させていただき、整理した内容から重点となる事業を挙げていければと考えています。

【委 員】 ありがとうございます。次期計画の中で重点事業が、現行計画とどのよう

に違うのかを示す必要があります。事業を進めるためには、この部分に力を入れますや、重点事業が活かされるよう具体的な把握をしていただければ、さらによろしいのではないのでしょうか。

【会 長】 ありがとうございます。重点課題と前回との違いがどこかに明記されるとよろしいかと思えます。今後の資料4で具体的に記載されている部分に書いていただければよろしいのではないのでしょうか。

【委 員】 具体的な事業のところでどこに関わっていくのかをはっきりと捉えられることが大事だと思います。

【委 員】 私は高齢者福祉に携わっていますので、市の介護保険事業計画を持っています。それと照らし合わせて、事業がどのようになっているのかを見させていただきました。問いかけに誤りがないかについてのご意見をお聞きしていたと思いますが、特に誤っている点はないと思います。この基本施策にこの事業が合っているのかどうかを見極めることが非常に難しかったです。介護保険事業計画以外の計画を持っていないので、それぞれの立場の方がその計画と施策に整合性があるのかどうかを今回、意見を出すということでしょうか。

【会 長】 それぞれの立場で意見をお願いします。

【委 員】 重点課題の中にある移動支援、外出支援が、求められている割には具体的な事業としては少ないのではないかと感じました。例えば、高齢者の介護保険事業計画の部分では、移動支援は基本方針4の「きめ細やかなサービスの提供と質の確保」にコミュニティバスの利用促進くらいです。

また、基本方針1（3）関係団体の等の顔が見える関係づくりで、「地域ぐるみでの健康づくりの推進」があります。これは、基本方針4でも言えることではないかと感じました。

このように、今配置されてるところだけではなく、他の方針でも言えるところが多くあると思います。

基本方針2（4）福祉、保健等の専門的な人材の育成・支援、「地域の見守りや支え合いの体制づくり」があるが、介護保険事業計画30ページの（6）「24時間365日の在宅医療・介護サービスの提供体制の構築」も入れてもいいのではないのでしょうか。

基本方針3（3）関係機関等との連携強化による支援体制づくり「介護サ

サービスの評価システムの活用」を事業として計画に掲載するのはどうか。この事業が支援体制づくりとは関係があまりないように思います。それよりは、介護保険事業計画 29 ページの（２）、（４）の方が当てはまるのではないのでしょうか。

基本方針４（２）健康寿命の延伸を支える環境づくり「ライフステージに応じた環境づくりの実践」は、（２）も入るのではないかと思いました。

基本方針４（４）きめ細やかなサービスの提供と質の確保は具体的な事業が入らなければいけないと思います。「早期診断、早期対応の認知症対策」は、ここに入れるのではなく、他にあった認知症対策のところに入れた方がよろしいのではないのでしょうか。

基本方針４（４）きめ細やかなサービスの提供と質の確保「サービス提供基盤の整備」は、介護保険事業計画 77 ページ全体に渡って言えることではないのでしょうか。

【会 長】 実際、進めていく中で、例えば基本方針３に入っているが、よく考えたら基本方針２だということ、こちらに事業を移すこともあると思います。大事なのは実際にサービスが行き届いていくことです。どの方針に配置するかは、あくまで進めていく計画段階のことになります。他にはいかがでしょうか。

【委 員】 高齢者の移動支援の話が出ました。地域での暮らしインタビューを拝見すると、買い物等の移動支援に対する事故のリスクについて書かれています。私の住んでいる地域でも高齢者のいきいきサロンを開催した当初、ボランティアの方が家からあまり外出できない高齢者を自分の車に乗せて、公民館へ行っていましたが、途中で事故が起きた場合、誰が責任をもつのかと言われた方がいて、それからは乗せることは難しいとなりました。今は、自分で公民館に来られる方だけのサロンになっています。普段はなかなか外出できないような人、人と交流をもてないような人をサロンに連れてきてあげたい思いますが、事故した時の問題を考えると、なかなか進展しません。

買い物や病院へ行く時も同様で、事故した際の問題により、近所の方を連れて行くことに躊躇いがあります。これらに良い方法があれば、支援をしてくれる人がいるのと思います。

それから、もう１点、インタビューを拝見していると、どこの自治振興会も男性の高齢者の交流する機会や場所がない、100歳体操等もありますが、男性の参加者は少ない。男性の高齢者が家の中に閉じこもっているとよく言われています。

老人クラブの加入についても、年齢が達していても加入されない方が多い、男性が参加せずに家の中に閉じこもっているのであれば、迎えがあるといいのと思いますが、何かよい方法はないでしょうか。

【会 長】 ありがとうございます。先に今のご意見について、事務局より何かありますか。

【事務局】 移動支援の話については、自治振興会のインタビューを行う中で非常にご意見が多かったです。市としても移動支援の一つである公共交通機関、特にコミュニティバスの運行について、今年度、運行路線や時間を改定しているところです。こうした事業は、次期計画の基本方針4、に掲載されてくると思います。もう1つ、地域における移動支援の話ですが、やはりリスクがあることがなかなか進まない点であります。インタビューの中では、どのようにしてリスクを軽減していくのか、行政も支援できる部分があるのではないかという話がありました。今後、移動支援について、どのような施策を進めていくべきかを考えていかなければならないところです。施策の内容をどれだけ濃いものにできるか、どのような取り組みができるのかを示していくべきところだと考えています。コミュニティバスの利用促進以外にも、タクシー、バスの助成制度も行っています。それらを含めて、この計画に示させていただきます。

【委 員】 すでにタクシーやバスの助成に取り組んでいるのでしょうか。

【事務局】 (高齢者に対しては)長寿福祉課で取り組んでいます。

【委 員】 自己負担はありますか。

【事務局】 自己負担ははっきりとは覚えていませんが、助成額は確か1万5千円ほどです。

【委 員】 上限がありますか。

【事務局】 上限があります。

【事務局】 (要介護者のうち)低所得者に対する移動のタクシー、バス等の助成です。年間で確か1万5千円か1万8千円の上限がある制度です。障がいのある方

にも同様の制度があります。移動手段の問題については、人口減少や高齢化の進行による過疎化等の問題から出てきています。どこの市町村でも問題視されており、甲賀市においても課題であると捉えています。

総合計画の中や公共交通の計画は、現在策定中です。これらの課題について、全国に先進的なところもありますが、どの方法がよいのかを模索している状況です。従って、課題として方針等に言葉として入れています。施策として、必ず進めていかなければいけません、さまざまな法的問題もあり、具体的施策というところまでは至っていない認識です。

【委員】 本計画は、次に改定するまでは何年でしょうか。

【事務局】 12年計画になっていますが、4年ごとに見直すことになっています。4年経ち、次の見直しを行う時は、もう少し具体的な部分が加わってくるのではないかと思います。

【委員】 超高齢化時代に突入していきます。この前も高齢者の事故がありました。運転免許を返上されると、交通手段がなくなり、元気がなくなっていく方が増えることが目に見えます。近くで行われる100歳体操の場所でさえ、手段がないと行けない方が大勢います。そのため参加人数が減っていると包括支援センターの方からお聞きしました。せっかく100歳体操を行い、心も体も活性化させる意図があっても、みなさんがそれに参加しなければ、行う価値がなくなります。そのあたりを早急に対応いただきたいと思います。施策ではなく手段として、お願いいたします。

【委員】 近所の方を乗せて、事故を起こした場合の対応として、乗せた人の責任でたくさんの保険に入ってくださいとなれば、そのために多くのお金を使わなければならないでは困ると思います。

【委員】 1日保険のようなものがあります。行事で子どもたちが利用します。同じようなもので高齢者用を考えてはどうでしょうか。乗せてもらうときだけ負担するといった形で、数百円で無事に送ってもらえます。何かあったときは保険が使えます。そのようなものを考えてはいかがでしょうか。

【事務局】 ボランティア保険や市民活動保険制度はあります。しかし、詳しく調べてみると、交通事故は対象外になっています。交通事故の場合、自身の車に掛かっている損害保険の適用になってきます。そのため対応が難しいです。

近所の方を何かのついでに買い物へ連れていく、近所のつながりや助け合いはどんどんしていただきたいが、先ほどの理念にもありましており、人のつながりが希薄になっている中、昔ほど隣近所のお世話も焼かない時代になりました。

【委員】 助け合いに対して補助している先進な市町村はありますか。

【事務局】 探してみないと、分かりません。個人の助け合いは制度で行うことではないので、事例として表に出てきません。

【委員】 甲賀市で保険を作る等を考えなければできないことです。

【委員】 昔はもっとつながりがありました。乗せてもらった車で帰りに事故が起こっても乗せてくださった方を訴えることはしなかったと思います。最近の子どもの見守りでも同じですが、下校時に見守っていて、先日の事故のように車が突っ込んできた場合、見守っていた大人が何をしていたのかと言われます。いくらでも参加できますが、そのようなことを考えると見守りには行けない方が大勢います。

【委員】 民生委員・児童委員の立場においても保険でまかなえる範囲であれば活動できます。しかし、事故を起こした人が過失を問われた場合は刑事責任を追及される場合があります。何をしてもそのようなことを頭に入れておかなければ、今の社会構造の中では難しいです。

民生委員・児童委員協議会では、事業を展開するとき、すべてマニュアルを作っています。そのような対策を取っていてもなかなか上手にいかないのが現実です。

【委員】 障がい福祉、高齢者福祉に関わらせていただいている者として、制度の狭間にいる生活困窮者、ひきこもりについてです。資料3に青少年の相談支援とありますが、9月7日付けの内閣府の調査でも全国で引きこもりの認定は35～39歳は10.2%で長期化、高齢化が進んでいます。40歳以上の調査はなく、親の年金で支えてもらっている等の深刻な状態になっています。7年以上の引きこもりしている方も34.7%です。社会との関わりも減る中、甲賀圏域ではクレパスが運営されている自立訓練に参加している人もいます。障がい者や引きこもりの方には、それぞれに特性、得意な分野があります。例えば、私はファイナンシャルプランナーの資格を持っています。106万円の壁と呼ん

でありますが、今は500人以上の会社に週20時間の労働で、厚生年金の加入と
なっています。順次3年以内で短くなるので、もしかすれば、引きこもりな
どの人も短時間から働き、将来的に厚生年金の安心にもつながることが出て
くると思います。その点、青少年の相談窓口はありますが、40歳以上がまさ
に狭間になってしまうので、生活困窮者等への相談体制を何とかしていただ
きたいと思います。

【会 長】 ご発言がない方がいれば、早めをお願いいたします。

【委 員】 私には難しく、子育てのことしか分かりません。市が取り組んでいる事
業を全て分かっていないので、難しいと思いながら見えています。

重点課題の中には書かれていないところですが、子育て支援充実の中でお
母さん支援が非常に大事だと、私は自分の子育て支援の活動をさせていただ
き、日々感じるところです。

行政の子育て支援は、支援センター、保健センター等、集う場が充実して
います。そのため、次のステップであるお母さんたちが働くということにつ
いて、充実した支援や事業があればと感じています。今年度、市ではお母さ
んの企業支援の塾を開催しています。従って、子育て支援の充実の中に入る
のではないかと思います。

【会 長】 ありがとうございます。

【委 員】 大事なことは雇用や産業、教育等がしっかりと連携したまちづくりをする
こと。甲賀市の状況やそれぞれの地域の特性を捉えないといけない、それを
1つにした計画にしても何にもなりません。そのため、個別支援計画の形が
良いのかもしれない。ハンデを背負った方も母子家庭の方もいます。そう
した点を踏まえ、トータルした中でさまざまな事業展開についての話になる
ことではないのでしょうか。

【事務局】 資料3については、参考として健康福祉部内で所管する、それぞれの個別
計画から次期計画の基本方針に沿う事業を抽出して並べました。先ほどから
出ている生活困窮者や引きこもりの問題はこれまでの個別計画に出ていなか
ったところですので、資料には出ていませんが、計画の重点課題にもあるよ
うに今後、対策が必要な課題であり、生活支援課で実施されている事業等も
あるため、次期計画の中に記述していかなければいけないと考えています。

あくまでも今回は参考として、現状の個別計画の中において方向性に沿う

事業の抽出をして記載しました。従って、委員からお話がありました女性の就労支援についても、資料には記載されていませんが、今後、庁内各課へ照会をし、基本方針1～4の中で該当するものがあれば拾い上げ、全体の整理を行う考えです。

【委員】 今、よく言われているのは2025年問題です。介護保険や年金等も含めて福祉の全般が、非常に混乱すると思います。計画を立てるにあたって、どこかの部分でそのようなことをしっかりと加味した内容のものになってほしいと思います。

【会長】 この資料については、非常に悪く見れば、今ある事業をそのまま、基本施策に当てはめたのみです。それでも計画書はできますが、この資料のよい点は3つあります。

まず、全体が見えます。2つ目は縦割りの行政を基本施策から横につなげて見ることができます。3つ目は行き詰ったり等した場合、基本施策に戻って見るができる、この3つのことがよい点としてあります。

この資料により、先ほどから各委員の立場でご意見をいただきました。自分のところも分かり、他のところの分からないことも分かります。例えば、高齢者の施策では保険がないが、子どもの施策にはあるといったことが、このような図があれば、そのような話もできます。それも1つの基本施策のところについて、それぞれの課が集まり可能か不可能かを話し合えると具体的に次に行くことの話にもっていくことができます。

事務局が先進的なところを探すと言われました。それは大事なことだと思います。もう1つ先を考えなければならないことは、先進なところを探して、それを取り入れていくことは大事ですが、それは先進なところの後追いになります。先進なところを探して、なおかつ、それでもできないときは、甲賀市独自にできることを考えなければなりません。そこを考えて、初めて日本一、世界一の甲賀市独自のものができ、他のところが甲賀市を先進地として見に来るようになります。本来は、そこまで突っ込まなければなりません。

先ほど話が出ましたが、この基本理念と方針が、職員、各団体の方だけではなく、市民に行き渡ればアイデアが出てきます。今は情報社会です。情報は流れていますが、流れた情報を受け止める人がいません。そのため、施策につながっていきません。先ほどからのご意見やヒアリングがあっても、まとめるのみで終わりにしてはいけません。常に基本の方針に戻り、この方針に沿った内容を集められることができれば、そこで新しいことを次にどうするのか、また、この事業についてはどこに聞けばいいのか、他ではどうしてい

るのかといった考え方を職員の方にも持っていただきたいです。

また、せっかくこのような表を作ったので、基本施策でまたがる複数の課での会議をせめて1回くらいは開催して、計画に対して意識を持ってもらうことが必要だと思います。その中で実はこうだと思っていたが、違う視点で見るとこのことではないかというような考えに至れば、計画を変更すればよいかと思います。

進めていくことが大事です。ぜひ、そのように少しずつ変えていき、甲賀市が新しい、素晴らしい施策が出せるようにしていただきたい。

4 その他

(1) 次回審議会の開催時期について

【事務局】 本日、ご意見をいただいた内容も踏まえて、今後、庁内各課の事業を整理したいと考えています。つきましては、その期間を考慮し、事務局としては12月の中旬～下旬に開催したいと考えています。その上で改めて、開催日については会長とご相談させていただき、日程調整をさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

【会長】 事業の中での横のつながりは分野を越えるため、市の総合計画との関係もあると思います。その点について、よろしく願いいたします。次回の審議会については12月中旬～下旬ごろを予定しています。開催日が決定した際には出席の方をよろしく願いいたします。以上で本日、用意されました議題はすべて終了しました。

5 閉会

【事務局】 ありがとうございます。貴重なご意見が、活かしていけるように考えています。最後に辻副会長から閉会のあいさつを頂戴したいと思います。

【副会長】 この計画は、4年ごとに見直す12年間の計画です。その間、想像できないような地域の課題が出てくる可能性もあります。従って、新たな事業を展開する場合、地域福祉計画の中にある文言を基にすることになれば、計画上は、大きな意味で受け取れる文言にしておく、やりやすいのではないのでしょうか。もう1つは、地域福祉計画ができて毎年の事業計画は健康福祉部内で細かい計画は立てます。また、その時々々の財政状況も影響するので、計画に記述していることをできるように努力していただきますが、できない

場合など優先順位が後ろに回る可能性もあるかもしれません。その点をご了解をいただきたいと思います。今後とも、この計画の策定はもう少し時間がかかりますので、ご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会のあいさつさせていただきます。